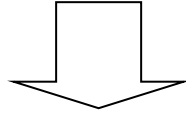
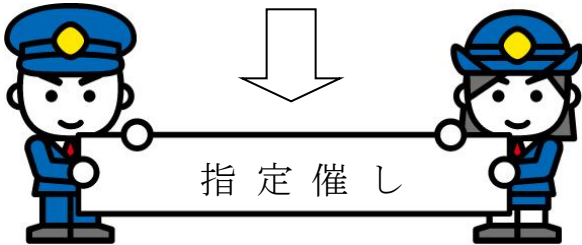


火災予防条例の一部改正について

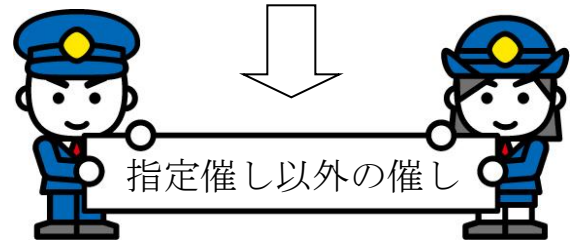
火災予防条例の一部改正により、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しの開催にあたり消火器の準備や届出が必要になります。
真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町で行われるすべての催しが対象です。



- ◆ こんろ、フライヤーなどの火気等や発電機を取扱う露店には**消火器の準備**が必要です。粉末ABC10型の消火器の設置をお願いします。
エアゾール式簡易消火具、住宅用消火器は設置できません。
露店ごとの設置が必要です。



指定催し



指定催し以外の催し

指定催し

- ◆ 大規模な催しが開催可能な公園、河川敷等で行われる催しで、一日あたりの人出数が10万人以上のもの。
- ◆ 露店等の出店数が100を超えるもの。
- ◆ 消防長が指定します。
- ◆ 事前に主催者へ通知します。

指定以外の催し

- 火気等を取扱う露店等がある場合は「**露店等の開設届出書**」を提出してください。
- 対象となる催し
祭礼、縁日、花火大会、展示会、学校行事、産業祭、町民祭など屋外において、火気を取扱う露店等を開設する場合。
- 近親者のみでおこなうバーベキューなどは除きます。
- 管轄の消防署、分署へ提出してください。

指定催しとして指定された場合

- ◆ 「防火担当者」の選任
- ◆ 防火担当者に**火災予防上必要な業務に関する計画**を作成させ、防火管理業務を行わせる。
- ◆ 管轄の消防署、分署へ提出してください。



- 主催者（露店の開設者）が届け出てください。
- 届出の提出時に渡す遵守事項、自主点検表に従って事前に点検を実施してください。
- 催しの開始前に消防職員が現地指導を行います。

